

# 大分県報

平成三十年  
第二九八八号  
六月一日

( 金 曜 日 )

## 目次

### 告 示

- 生活保護法等による介護機関の指定……………一
- 保安林の皆伐面積の限度の公表……………一
- 平成三十年度県営林産物（間伐材）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務の委託……………二
- 道路区域の変更……………二
- 道路の供用開始……………二
- 建築基準法による道路位置の指定……………三
- 公告
- 平成三十年度狩猟免許試験の実施……………三
- 平成三十年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施……………五
- 開発行為の完了（二件）……………七

### ○ 告 示

#### 大分県告示第三百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成三十年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十年六月一日

大分県報（告示）

一

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
グループホームオハナ	宇佐市四日市四四五二一	社会福祉法人明峰会	宇佐市四日市四四二番地の一	認知症対応型共同生活介護	平三〇・三・一五

#### 大分県告示第三百六十六号

平成三十年度採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

平成三十年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国川地区	五一四・四六
	駅館川地区	三九六・三三
	西国東地区	二六・六九
	東国東地区	九八・六七
	別府地区	二一六・四四
	大分川地区	五四四・六五
	大野川地区	一、五三五・八九
	北海部地区	二二二・八六
	北川上流地区	九六五・一六
	番匠川地区	八八八・三三
土砂流出防備保安林	日田地区	六一七・二九
	北川上流地区	八四五・二五
	玖珠川地区	一八一・八四
	山国川地区	四七・七九
	駅館川地区	二七・八三
	西国東地区	六六・〇六
	東国東地区	三三・五一
	別府地区	一一二・一七
	大分川地区	一一四・一二
	大野川地区	一一四・一二

理事長 重本 悟  
二 委託期間  
平成三十年四月二日から平成三十一年三月二十九日まで

大分県告示第三百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間		区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
	前	後			
県道円座中津線	中津市三光下秣字松木三九九番二から 中津市三光下秣字松木三八八番三 まで		前 一・二・〇 メートル 九・三	後 一四・三 メートル 九・七	一六三・七

大分県告示第三百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成三十年六月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道円座中津線	中津市三光下秣字松木三九九番二から 中津市三光下秣字松木三八八番三まで	平三〇・六・一

北海部地区	一〇六・五三	大分県告示第三百六十七号 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり平成三十年度県営林産物(間伐材)処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委託した。 平成三十年六月一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞 一 受託者の住所及び名称 大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五 公益財団法人森林ネットおおいた
番匠川地区	三五八・五七	
北川上流地区	二二・七五	
日田地区	六九・六四	
玖珠川地区	三一・六三	
大分川地区	〇・一八	
番匠川地区	〇・〇八	
日田地区	〇・〇八	
別府地区	〇・一四	
山国川地区	三・六六	
西国東地区	三・五〇	千害防備保安林
東国東地区	四一・六一	
大分川地区	三・〇八	
大野川地区	〇・九四	
北海部地区	二・〇一	
番匠川地区	一・〇六	
日田地区	二四・八〇	
玖珠川地区	一一・八四	
大分北部地区	六・九四	
大分南部地区	三五・四四 九二・六六	
保健保安林		





<p>影年月日を記載すること。)</p> <p>3 返信用封筒(八十二円切手を貼り付け、宛先を明記したもの)</p> <p>5 狩猟免許申請手数料</p> <p>狩猟免許申請手数料は、徴収しない。</p> <p>六 受験票</p> <p>1 狩猟免許申請書を受理したときは、受験者に受験票を送付する。</p> <p>2 試験当日は、必ず受験票を持参すること。</p> <p>七 試験の内容</p>	<p>九 その他</p> <p>1 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。</p> <p>2 狩猟免許申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項及び第四項の規定により、次のとおり平成三十年度狩猟免許更新のための適性検査及び講習を実施する。</p> <p>平成三十年六月一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>試験区分 内 容</p> <p>知識試験 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験</p> <p>適性試験 視力、聴力及び運動能力</p> <p>技能試験 猟具の取扱、距離の目測(網猟免許及びわな猟免許試験を除く。)及び鳥獣の判別</p>	<p>更新対象者</p> <p>一 更新対象者 県内に住所を有し、平成二十七年度に狩猟免許を取得した者</p> <p>二 講習及び適性検査の開催日時及び開催場所</p> <p>開催日時</p> <p>開催場所</p>
<p>注1 既に狩猟免許を受け、その有効期間内に他の種類の狩猟免許を受けようとする者については、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する筆記試験を免除する。</p> <p>2 技能試験は、知識試験及び適性試験のいずれにも合格した者に対して行う。</p> <p>3 試験当日欠席した者(三十分以上遅刻した者を含む。)に対する再試験等は一切行わない。また、受験票はあらかじめ記載された期日の試験のみ有効とする。</p> <p>4 災害その他次に掲げるやむを得ない事由のため、狩猟免許の有効期間内の更新を受けなかつた者については、その事由がやんだ日から起算して一月以内にその事由に該当する者である旨及びその事由がやんだ日を証する書類を添え、住所を管轄する振興局へ狩猟免許申請書を提出した場合に限り、技能試験及び知識試験を免除するものとする。</p> <p>(一) 海外旅行をしていたこと。</p> <p>(二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。</p> <p>(三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。</p> <p>(四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。</p> <p>八 狩猟免許の交付</p> <p>狩猟免許試験に合格した者に対して狩猟免許を交付する。</p>	<p>大分県東部振興局管内に住所を有する者</p> <p>大分県中部振興局管内に住所を有する者</p> <p>大分県南部振興局管内に住所を有する者</p> <p>九月五日(水) 午後一時から午後五時まで</p> <p>九月六日(木) 午後一時から午後五時まで</p> <p>九月七日(金) 午前九時から午後五時まで</p> <p>九月十三日(木) 午前九時から午後五時まで</p> <p>九月五日(水) 午後一時から午後五時まで</p> <p>九月六日(木) 午後一時から午後五時まで</p> <p>九月十日(月) 午後一時から午後五時まで</p> <p>九月十一日(火) 午後一時から午後五時まで</p> <p>九月六日(木) 午前九時から午後五時まで</p> <p>大分市東鶴崎 鶴崎公民館</p> <p>別府市上野口町 別府市役所</p> <p>杵築市大字猪尾 杵築市健康福祉センター</p> <p>国東市国東町鶴川 アストくにさき</p> <p>大分市下郡 大分県教育会館</p> <p>由布市庄内町柿原 由布市庄内庁舎</p> <p>白杵市大字白杵 白杵市中央公民館</p> <p>佐伯市長島町 大分県佐伯総合庁舎</p>

大分県豊肥振興局管内に住所を有する者	九月五日（水）午後五時まで 九月六日（木）午後五時まで 九月七日（金）午後五時まで	竹田市久住町久住くじゅうサンホール 豊後大野市清川町砂田 豊後大野市神楽会館
大分県西部振興局管内に住所を有する者	九月五日（水）午後五時まで 九月六日（木）午後五時まで 九月十二日（水）午後五時まで	豊後大野市清川町砂田 豊後大野市神楽会館 日田市田島 日田市役所 日田市田島 日田市役所
大分県北部振興局管内に住所を有する者	九月五日（水）午後五時まで 九月六日（木）午後五時まで 九月十一日（火）午後五時まで 九月十二日（水）午後五時まで	玖珠郡玖珠町岩室くすまちメルサンホール 宇佐市大字法鏡寺 大分県宇佐総合庁舎 豊後高田市是永町 豊後高田市役所
県内に住所を有する者	九月十四日（金）午後五時まで 九月十四日（金）午前九時から午後五時まで 九月十二日（水）午前九時から午後五時まで	中津市中央町 大分県中津総合庁舎 中津市耶馬溪町柿坂 耶馬溪公民館 大分市大手町 大分県庁舎本館

三 狩猟免許更新申請書の受付期間及び受付時間

1 受付期間  
 平成三十年八月一日（水）から同月十七日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

2 受付時間  
 午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 更新手続  
 狩猟免許更新申請書に次の書類を添え、申請者の住所地を管轄する振興局に提出すること

- と。
- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第四十八条第二項第二号に規定する医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持許可を現に受けている場合は、その所持許可証の写し） 一部
  - 2 写真 一葉（申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
  - 3 返信用封筒（八十二円切手を貼り付け、宛先を明記したもの）
  - 五 狩猟免許更新申請手数料  
 二千九百円（狩猟免許更新申請書に二千九百円分の大分県収入証紙を貼り付けて提出すること。）ただし、申請書を提出する日前一年以内の期間に、大分県内で有害鳥獣捕獲に従事した者については、手数料を徴収しない。
  - 六 受験票
  - 1 狩猟免許更新申請書を受理したときは、申請者に受験票を送付する。
  - 2 講習及び適性検査の当日は、必ず受験票を持参すること。
  - 七 講習及び適性検査の内容
  - 1 講習の内容
  - (一) 鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令に関すること。
  - (二) 鳥獣の判別に関すること。
  - (三) 猟具の取扱いに関すること。
  - (四) 鳥獣の保護及び管理に関すること。
  - 2 適性検査の内容
  - (一) 視力
  - (二) 聴力
  - (三) 運動能力
  - 八 狩猟免状の交付  
 講習を受講し、かつ、適性検査に合格した者に対して狩猟免状を交付する。
  - 九 その他
  - 1 三に掲げる受付期間での申請を原則とするが、災害その他次に掲げるやむを得ない事由で当該期間中に申請できなかった者については、その事由に該当する者である旨を証する書類を添え、各講習日の二日前までに住所地を管轄する振興局へ狩猟免許更新申請

書を提出した場合に限り、申請を受理するものとする。

- (一) 海外旅行をしていたこと。
  - (二) 病気にかかり、又は負傷していたこと。
  - (三) 法令の規定により身体を拘束されていたこと。
  - (四) 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていたこと。
- 2 不明な点については、大分県農林水産部森との共生推進室又は各振興局農山漁村振興部若しくは農山村振興部に問い合わせること。
- 3 狩猟免許更新申請書は、各振興局に備付けの用紙を使用すること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

豊後大野市三重町玉田字下市原九百六十二番一ほか一筆の各一部（一工区）

二 開発区域の面積

千九百三十・八三平方メートル（一工区）

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

豊後大野市三重町市場千二百番地

豊後大野市長 川 野 文 敏

四 完了検査年月日

平成三十年四月二十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年六月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町挾間字ツル七百十八番一ほか六筆及び七百十八番一地先水路

二 開発区域の面積

四千二百七十六・〇〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市大字駄原千四百三十四番地一

株式会社トーア不動産

代表取締役 伊 勢 英 一

四 完了検査年月日

平成三十年五月十四日

平成三十年六月一日

大分県報（公告）